

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	福岡教育大学
-----	--------

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	福岡教育大学附属福岡小学校	465 名	34 名
2	福岡教育大学附属福岡中学校	380 名	32 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

モデルスクールとした附属福岡小・中学校は、国立大学附属学校の中では数少ない特別支援学級（知的障害）の設置校であり、事業の実施主体である福岡教育大学の特別支援教育講座が本事業の取組を支援できる体制がある。

附属福岡小・中学校の特別支援学級では、これまで合理的配慮協力員の活用等を通じた特別支援学級内における合理的配慮の検討を中心に行ってきた。また、行事を中心に通常の学級との交流及び共同学習にも取り組んできている。

しかし、日常的な学習指導における交流及び共同学習への取組や、通常学級の中で活動する際の合理的配慮協力員の活用方法などについては不十分であった。さらに、通常学級に在籍する児童の困難さを見取ることも不十分であった。

そこで、平成 27 年度は、平成 26 年度の取組の上に立ち、交流及び共同学習の推進や、その中で合理的配慮協力員の活用等が大きな課題であるととらえ、モデルスクールに指定した。

2. 取組の概要

校内の体制については、管理職、通常学級の担任、特別支援学級主任、合理的配慮協力員、各附属学校で指名する特別支援教育コーディネーター等で編制する検討委員会を組織した。

また、福岡県教育センター、福岡教育事務所、福岡市発達教育センター、福岡教育大学を含めて、インクルーシブ教育システム構築推進協議会を開催し、国や県、及び市の特別支援教育の動向に基づく専門的な指導・助言を受ける体制を構築した。

附属福岡小学校では、児童の実態をより明らかにするために、特別支援学級に在籍する児童を対象に田中ビネーVの検査を6月に実施した。検査後は、結果をシートにまとめ、それをもとに特別支援学級担当者と開催した部会で分析を行い、特に学習上必要な支援について検討を行うと共に、保護者に説明する場を設けた。このことによって、発達段階や特性に応じた合理的配慮の検討につなげることができた。各教科等の授業実践では、算数科、生活単元学習を中心に、合理的配慮を明らかにしていった。年に数回実施した実証授業では職員間で役割分担を行い、児童一人一人の学習活動の様子を多面的に見取り、合理的配慮の有効性を検証すると共に、児童の変容を柱に据えて審議を行った。今年度は特に生活単元学習において、個々の実態に応じて学習内容を変更・調整する観点から、設定する課題の妥当性についての検証を中心に進めてきた。

附属福岡中学校では、福岡教育大学の特別支援教育課程の職員の協力を得て、特別支援学級に在籍する全ての生徒にDN-CAS認知評価システムを実施することで、認知機能の面から生徒の発達の実態を調査し、有効な支援について検討を行った。本事業に伴い、昨年度（平成26年度）は、各教科において交流及び共同学習を実践し、合理的配慮として、板書内容の精選や教師の発問及び生徒の課題の共有化など各教科等に共通した個別の支援の在り方とともに、教材・教具の工夫や評価方法の工夫など各教科に固有の個別の支援の在り方について検討を行った。

合理的配慮協力員については、知的障害児教育を学習し、特別な教育的ニーズのある子供への臨床経験がある者で、ICT機器を用いた支援に精通した修士課程修了以上の者という条件にJRIGで公募を行い、採用した。

活動実績としては、特別支援学級教員とともに特別支援学級の児童生徒の実態把握を行った上で、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級教員及び通常の学級の教員への合理的配慮に関する提案・助言（例えば、研究に関する会議等において）や実際の授業場面を観察しながら合理的配慮で使用するタブレット端末等の使用方法やアプリケーションの開発等についての助言の職務を中心とした。さらに、合理的配慮の有効性の評価方法についての提案に加えて、子供の実態分析、授業構想についての助言を行った。あわせて、合理的配慮の妥当性を高めるために、障害がある生徒、生活や学習に困難が生じている生徒について特性（認知的傾向、グループ学習への適性等）を類型化し、実態分析の簡便化を図った。

合理的配慮の検討については、一部児童・生徒への合理的配慮としてタブレット端末や電子黒板を活用した指導等の実践を行った。また、複数の教科における交流および共同学習や通常の学級の中での合理的配慮の在り方についての検討を行い、その内容を適宜参照できるシステムづくりを行った。

3. 成果及び課題

附属小・中学校共通して、合理的配慮協力員の支援により、小中それぞれの合理的配慮の検討・実践が円滑に行われるとともに、専門的な視点から課題が明確化された。また、小学校と中学校の連携として、児童生徒の相互理解を目的とした学びを取り入れることで、より縦の交流を通じた学習を実践することができた。小学校では、通常学級に在籍する児童の実態把握や合理的配慮の検討に合理的配慮協力員を活用したことで、校内の支援体制整備につながる人員整備の方向性を見出すことができた。中学校では、実態把握、実態分析、授業構想においては、ICT を機能的に構成し活用することで、教師間の意見交換や審議の効率化が可能になるとともに、生徒の個別のニーズに対応した合理的配慮が可能になることが明確になった。

しかし今後は、附属小・中学校共通して、交流及び共同学習の日常化を検討していく必要がある。そのために、教科等の特質に応じた行い方や、年間カリキュラムへの位置付け方など、ミクロとマクロの視点で学校教育全体を見渡して整理しながら取り組んでいく必要がある。小学校では、学習場面のことが学習のみに留まらず、児童の生活全体につながる合理的配慮になるように検討していく必要がある。中学校においては、交流及び共同学習の基盤となる個別の支援を要する生徒について他の生徒の理解を深める取組、個別の支援を要する生徒への関わり方に関する学習の在り方について検討する必要がある。